

大田区内の  
事業場限定

## ～通院時産業保健相談業務～ 新しいモデル事業がはじまります

産業医の選任義務のない、労働者が50人未満の事業場を対象

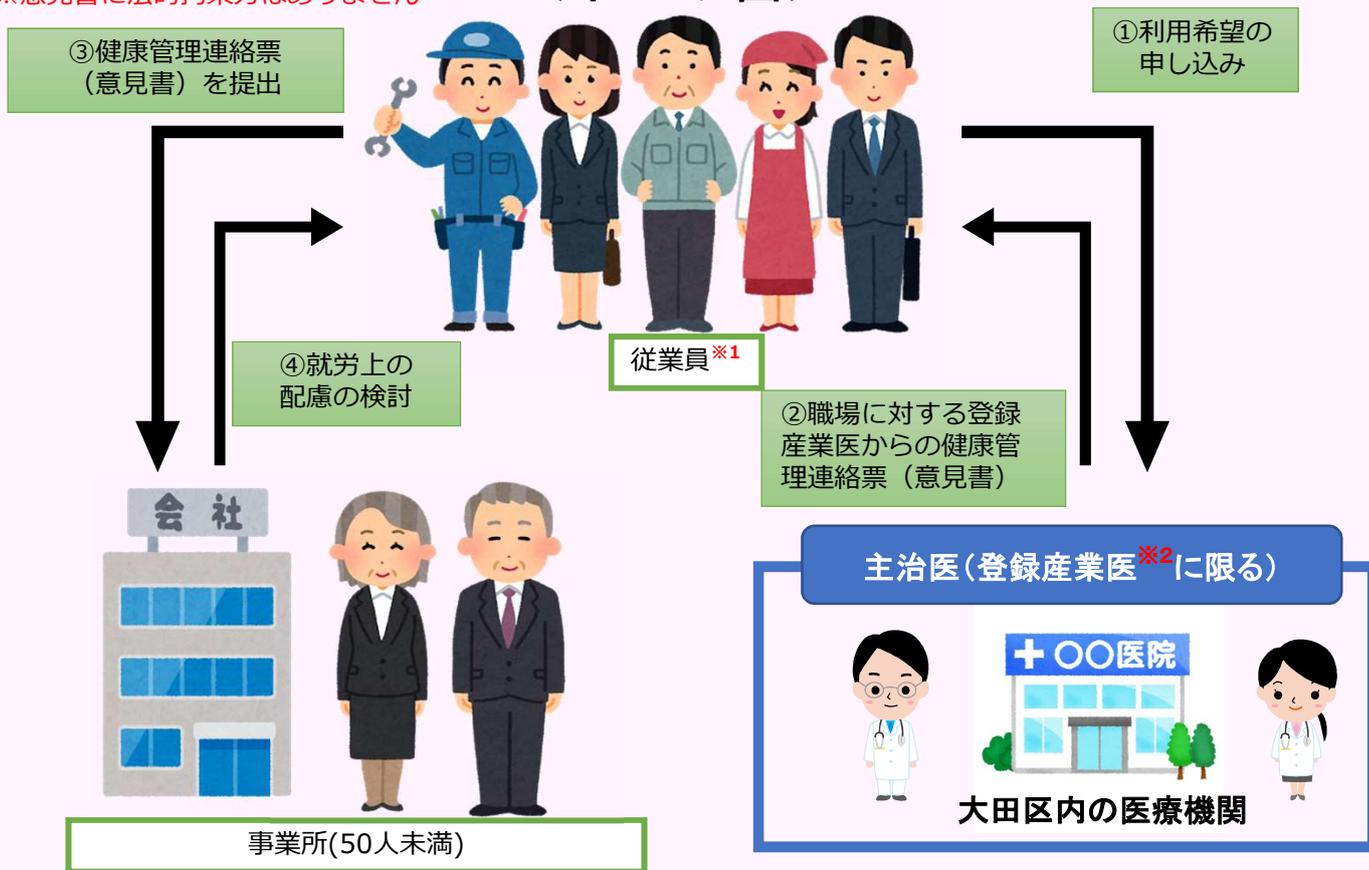
就業上の措置を講じた方がよいと考えられる従業員について、「健康管理連絡票(就業上の配慮についての意見書)」を本人を通じて事業主にお渡しする業務を試行的に実施しています。  
事業場における産業保健を進める上でのきっかけとなれば幸いです。

**※以下の条件をすべて満たす必要があります。**

- ・大田区内にある「労働者が50人未満の事業所」に勤務している従業員<sup>※1</sup>。
- ・大田区内にある医療機関に通院し、かつ、主治医が本モデル事業に参加している登録産業医<sup>※2</sup>であること。

※意見書に法的拘束力はありません

### <イメージ図>



※1 対象は慢性疾患、いわゆる生活習慣病など

※2 登録産業医の有無は各医療機関の受付で確認してください



独立行政法人 労働者健康安全機構

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1452/Default.aspx>

本モデル事業に関わる問い合わせ先

勤労者医療・産業保健部 産業保健課 044-431-8660 (R1.09)

健康管理連絡票（就業上の配慮についての意見書）は以下フォーマットで従業員から事業主の皆様へ相談されます。

この意見書には法的拘束力はありませんが、事業場における産業保健を進める上でのきっかけとなれば幸いです。

【健康管理連絡票】

面接指導結果報告書				
対象者	氏名		男・女	年齢 歳
現在の心身の状況				
疲労の蓄積の状況		0. [低]	1.	2. 3. [高]
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ( )		
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	1. 要保健指導		(その他特記事項)
		2. 要経過観察		
		3. 要再接触 [時期 : ]		
		4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介		

就業上の措置に係る意見書		
就業区分	1. 要配慮	2. 就業制限 3. 要休業
就業上の措置	労働時間の短縮 (考えられるものに○)	0. 特に指示なし
		1. 時間外労働への配慮
		2. 休暇・休養の指示
	労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)	3. その他
主要項目		a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他
1) 2) 3)		
措置期間	日・週・月 又は 年 月 日～ 年 月 日	
医療機関への受診配慮等 その他 (連絡事項等)	<input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> 眼科 <input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉科 <input type="checkbox"/> 産婦人科 <input type="checkbox"/> 精神神経科 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

医療機関名称・住所	実施年月日： 年 月 日
	登録産業医名

上記内容を確認しました。  
 年 月 日 (本人署名) \_\_\_\_\_

本意見書は、対象者の自己申告に基づいて作成されたものであり、法律上の効力を持つものではありません。以上を理解した上で、本意見書を活用いただければ幸いです。